

4. 国際法とスポーツ

— スポーツ選手の人権問題 —

佐藤 哲夫

はじめに

最初に、こういう貴重な機会を与えていただきありがとうございます。私にとっては新しい比較的勉強していない分野に挑戦する機会を与えられたという気がするんですが、逆にいいですと充分早川先生の期待にそえるかどうかたいへん心許ない状況です。率直にもうしまして国際スポーツ法といわれる領域についてほとんど勉強したことがないものですから、国際法、あるいは国際人権法を踏み台にしてみたいとどういう見方になるのかなという、私の見方を示して、そのうえで、スポーツ法の領域については私などよりも先生方のほうがはるかに詳しいわけですので、あとで色々教えていただきたいと思います。

私は、法学部で国際法を専門として、特に講義で国際人権法という講義を担当していることもありますので、今日は一時間のうち国際法の基本的なところと国際人権法の基本的なところを、15分、15分くらいで簡単に説明させていただいて、その後、スポーツ選手と国際人権問題のところで30分くらい使って、いただいた資料の中で上がっている事例等について若干検討してみたいと思います。

I. 国際法の構造

そういうことで、まず最初に、国際法の構造から入ります。国際法、国際人権法というのは、いわば、公法の領域の話、あるいは国家間の関係とっていいと思いますが、それに対して従来スポーツ選手に関わる問題、あるいはスポーツ選手を規律するルールといったものは、むしろ国家間の関係というのではなくて、非政府間国際組織、あ

るいは国内の団体の、国家の公法的な規律とは無関係な民間団体の中の規律に服してきたように思いますね。最近この事例であがっているような問題は、そういう非政府間国際組織の中での規則や国内の民間団体の中での規則と、国家の機関、裁判所であるとか、国家間関係などとの接点が出始めて、それがこういう形で問題になってきているのかなという印象をもっています。今から国際法の構造と国際人権法について簡単に話しますが、これは、基本的には国家間の関係、公法的な関係が問題となる領域です。ですから、そういうところをお話ししてスポーツ選手を律するルールということになると、ちょっと飛躍があるという印象をもたれるかと思いますが、先ほどお話ししましたように、2つの領域の接点が最近の事例になってきているという形で説明がつくのかなという気がします。

(1) 国際社会の分権構造＝主権国家の併存体制

まず、国際法とは何ぞやということですが、私たちが住んでいる現在の国際社会でも、国際社会の基本的な構造というのは分権的な構造のままです。分権的な構造だと言ったとき、それは、国家の中の国内法秩序が集権的構造をとっているのと対比して分権的な構造だということです。国内の法秩序が集権的であるという意味は、国内の法をつくる議会なり立法府がある。立法府がつくった法律は、一般の市民がその法律の内容に同意するしなにか関わらず、すべての国民、あるいは法律の内容によっては住んでいる人、国籍の如何に関わらず、領域内に住んでいる人すべてを法的に拘束するという、一元的な構造、統一性ができている。同じことが法の解釈適用という点でも言えるわけでありまして、国内の内閣を頂点とする

行政組織が一元的にできている。あるいは、紛争等を解決するための司法的な機構というものも最高裁を頂点として一元的にできている。それから、法律を強制執行するための物理的な実力というの、警察機構であるとか軍隊という形で実力が国家機関に排他的、専属的に保有されている。他方で、一般市民が自分の権利を実現するために暴力に訴えることは禁止されている。こういうふうに国内社会というのは非常に集権的になっている。それに対して国際社会はどうかというと、主権国家が、地球上に領域的な団体というかたちで並存しているわけです。主権国家の主権とは、自分より上位の権力主体を認めないということです、主権国家に対して、法律上、あしなさい、こうしなさいと命令するような権力機関がない。現在の国際社会では国際連合、その他の国際組織がありますが、こういう国際組織には国内の立法府であるとか裁判所のような権限は与えられておりません。ですから、国際法というのは結局のところ、国と国との間の明示的な約束一条約一と、国々の実行が、同じような事項について同じよう行動するということが長いこと継続することによってそこに法として従うべきであるという法意識が生まれてくるという形でできてくる慣習法、という2つが主な国際法の成立形式です。こういうふうに国内の集権構造に対して国際社会は分権構造だといえます。

ちょっと脱線しますがけれども、これは15・6世紀のヨーロッパにまで遡るわけでありまして、ヨーロッパの中世はこういう分権体制ではなくて、封建秩序ということで、階層社会だったわけです。世俗的には神聖ローマ皇帝が頂点。宗教会ではローマ法王が頂点。その下に国王、家臣、封建領主、農民がいて、階層的な封建社会だった。それが15・6世紀くらいに封建社会が崩壊して国王にすべての権限が集中するような形で現在のこの主権国家の並存体制は生まれてきた、ということです。その構造は現在まで基本的には変わっていない。第1次世界大戦後に国際連盟、あるいは第2次世界大戦後に国際連合という国際社会全体を対象と

する国際組織ができていろんな活動をするようになってきているんですが、国際社会の基本的な構造それ自体は変わっていない、ということで、国際法も条約と慣習法からできているということについてはそのままの状態なんですね。

(2) 国際法と国内法の関係

次に、主に国家間の関係を規律する法として生まれてきた国際法と私たちが住んでいる国内社会の国内法という、この二つの法秩序の関係はどうなるのかということが問題になります。この関係が問題になってくるのは19世紀になってくるからでして、それ以前の状況では国家間の交流はそれほど密接ではない。絶対王政の時代ですと君主間の関係が主で、国民一般が相互交流するみたいなことはあまりなかったわけです。そういう国民一般の相互交流が盛んになってくるのが19世紀の後半くらいからです。国際法と国内法の関係がどうなるのか、2つが矛盾した場合どうなるのか、という問題意識が出てくるのが19世紀の後半くらいなんですね。それは国民の国際的な活動が盛んになるにしたがって相互交流が進むと、条約の中で国民の権利義務関係について定めるという状況が出てくるわけで、そうすると初めて同一事項について国際法と国内法が同時に定めるという現象が出てくる。ですからその段階になって初めて2つの法の内容が矛盾したらどうなるのかという問題が出てくるわけです。

国際社会では主権国家が基本的単位だということで、主権国家が国内に警察機構も保持し軍隊も保持している。要するに物理的な実力はそれぞれの国が有している。国連軍というような国際的な公権力が実力を保持して、実施、強制するような体制はとられていないということもありまして、結局はそれぞれの国が自分で国際法を解釈し、国際的にも国内的にも実施していくことになります。国家間の関係については国際法が規律するわけですから、国家間の関係においては国際法の規則が国内法の規則に優位することになります。国家間の関係では国際法に違反する行為を国家が行うと

その国家の国家責任が発生する。ですから責任解除のためのなんらかの措置をとることが法律上要求されることとなります。それに対して、国内社会で国際法に違反する国内法の規則があったらどうなるか。そういうことは実際には非常に例外的な話なんです、仮にそういう場合があったらどうなるかと考えると、国内社会では国内法が優位することとなります。原則として、国際法を国内的にどういうふう to 実施していくかはそれぞれの国が自由に決めることができるのです。

それでは、いろんな国がありますけれども、国際法を国内的にどういうふう to 実施しているかという点を具体的にみていくと2つのパターンに分かれるように思います。一つは一般的な受容体制です。日本もこれに入るのですけれども、条約を国会の承認を得たあと内閣が批准し締結する。そのあと官報に条約文を載せて国内的に公布するという手続きをとります。公布の手続きをとることによって、その条約は日本の国内法秩序の中に国内法として効力をもつことになるわけです。公布という手続きで条約をそのまま受け入れてしまう。こういうのを一般的な受容と言います。こういう体制をとる国は多いのですが、全部が全部そうではない。イギリスの場合ですと変型方式という言い方をされまして、条約を締結してもその条約を国内法として別個に立法府が制定することが必要です。条約は対外関係だけに関わるものであって、条約の内容を取り入れるために、条約の内容を含むような内容の法律を立法府がつくる。その法律としてイギリスの国内法の中に取り入れられることとなります。ですから、分かりやすくいうと、条約を一つ作るとそれに対応した国内法を一つ作らなくてはならないということになります。こういう2つのパターンがあるんですけれども、いずれにせよ、条約を結んでそれを国内法として編入する、取り入れる手続きがいずれの場合にも必要です。公布という形で取り入れてしまうやり方もあれば、個別に法律を作る国もありますが、いずれにしろ国内法秩序においては国内法がすべて決めるということですので、国際法がどういう形で

国内において実現するのかというのはそれぞれの国の憲法体制で決まってくることになります。

日本の場合には憲法の第98条に国際法の遵守義務を定めた規定があります。その文言はちょっと不明確で、国際法を日本が、国内法秩序の中にもどのように編入するかということについてあまり明らかではないんですが、判例の中で一般的な受容の方式が確立していると通常いわれています。以上が国際法の構造ということでお話しておきたい基本的なことで、スポーツ選手の人権との関係でいえば、国家間でスポーツ選手の活動の規律等に関わる多数国間条約をつくったと考えますと、その条約を締約国がそれぞれの国の憲法体制に応じた仕方を取り入れないと、たとえ条約をつくったとしてもすぐに国内法として適用されることにはならないのです。

II. 国際人権法

(1) 国内における人権保障

次に国際人権法について導入的にお話ししたいと思います。人権の保障というのは基本的に国内においてなされるし、今までなされてきております。私たちが通常考える人権というのは、西欧起源の人権であり、18世紀の末にフランス人権宣言やアメリカの独立宣言の中に、人権の基本的な理念が表れてきているものです。18世紀から19世紀にかけては、まず、国家権力との関係で私人の権利をどういうふう to 守っていくか、国家権力の恣意的な干渉から私人の人権をどういうふう to 守っていくかということが基本的なテーマでした。ですから、その段階で考えられている人権の内容は、一口でいうと自由権といわれるような人権の内容が主であったと思われます。これは、表現の自由であるとか思想信条の自由であるとか宗教の自由であるとか、あるいは拷問からの自由であるとかいうような国家機関からの不当な干渉から私人の自由な活動をいかにして守るかという形で問題とされてきた。市民的、政治的な権利というような言い方もできます。それが、19世紀の

中ごろから後半にかけてヨーロッパで資本主義が高度化、独占化していくと単に自由権といっても、飢え死にする自由では無意味であり、結局は、国家に対して大規模企業の経済活動を制限させたり、あるいは一般の労働者に人間的な生活をどういうふうに保障していくかといった、国家に積極的に一定の措置を要求していくことが必要だという考えが徐々に出てくるんですね。これが、社会権といわれる領域の話で、経済的、社会的、文化的な権利と言えますが、そういった権利を保障していないと自由権だけでは不十分だと考えられてきます。こういう社会権の考え方は、19世紀の末くらいから20世紀の前半くらいによく出てきて、第一次世界大戦後あたりの憲法にはだいたいこういった社会権の考え方に基づく規定が取り入れられるようになってきます。こういうように国内における人権概念の誕生は、まず、国内で国家機関との関係で不当な干渉を退ける、不当な干渉から一般の人々の人権をまもるという形で、それから、国家機関に対して一定の積極的な措置を要求し、それによって一般の人々の人間らしい生活を保障していくという形で生まれてきたわけです。

(2) 国際的制度と手続：人権諸条約

今までお話ししたのはそれぞれの国の国内の話です。また、第二次世界大戦以前の段階では人権はそれぞれの国の国内問題だと考えられていたわけでありまして、ある国の中で自分の国民に対してどういう人権を保障するかは、その国の政府が基本的に国民との関係において自由に決めてかまわないと考えられていました。ですから、国によって保障される人権の内容はずいぶん違うわけですし、場合によっては非常に不十分にしか保障されないことにもなるわけです。こういう国内問題としての人権という考え方は不十分だというのが最も象徴的に出てきたのが第二次世界大戦直前から第二次世界大戦中のナチス・ドイツにおけるユダヤ人の大量殺害でした。ドイツ国内では、ドイツの国内法に則って合法的にユダヤ人の大量殺害がなされていく。ですから、そこでドイツの

国内法に限ってみるならば、全く合法に、非常に不当なことがされた、ということになります。ですから人権をきちんと保障するためには、国内の枠組みだけで考えていたんでは不十分だと、国際的次元から制度なり手続きなりをつくって保護のための措置を実施していかないと不十分だという考え方ができました。それが、第二次世界大戦後、国連機構のもとで大きく発展してきているわけですので、国際人権法というのはそういう意味で第二次世界大戦後の産物なんですね。非常に新しい法体系だといっていいと思います。国連機構のもとで人権に対する取り組みが色々出てくるわけなんですけど、いちばん最初は1948年に世界人権宣言が作られて、人権のリスト、人権カタログといった言い方がされますが、それを作りました。それから、1966年には、国際人権規約が総会で採択されています。国際人権規約は人権条約の中でも最も重要な条約だと思いますが、A規約、B規約ありまして、A規約が経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約、B規約が市民的及び政治的権利に関する国際規約であります。それ以外にも、さまざまな人権条約がが作られているわけですし、差別の領域ですと女子差別撤廃条約とか、人種差別撤廃条約があります。最近では、子どもの権利条約ができています。こういう人権の諸条約の内容をみてみますと、大きく2つの部分からなっています。1つはそれぞれの条約が対象として人権のカタログ、人権のリストの部分で、具体的にこういう人権が保障されるべきだとされます。もう1つは、人権をどういう形で実施していくかという実施のメカニズムの部分で、色々規定されています。その中のいちばんポピュラーなものは国家報告制度ということで、その条約中の人権を締約国それぞれが国内的にどういうふうを実施しているのか、実現のためにどういう措置をとっているのか、これを定期的に報告書の形で提出するということが決められています。だいたい人権条約に基づいて独立した専門家からなる委員会等をつくってその委員会がそれぞれの国から提出される報告書を検討し、コメントすること

が一般的です。人権条約が通常の条約とちょっと違う点を一言いいますと、普通の条約ですと例えば日米友好通商条約みたいなものを考えてみたらいいと思うんですが、日本とアメリカとの間でお互いに相手国の国民に対して内国民待遇を与える、自国の国民と同じ待遇を与えるというようなことを約束します。これはアメリカの国民が日本にきて色々な経済活動を行ったりする時に日本の国民と同じ条件で日本の国内で活動してかまわない、そういう旨をお互いに保障しあうわけです。ですから、もしアメリカがアメリカの国内で日本の企業なり私人なりに約束違反の扱いをする、条約上保障された待遇を与えないということをするれば、日本も日本国内でアメリカの企業なり私人なりに対して同様な仕返しができます。こういう相互主義が働くんですね。ですからお互いに条約を遵守しようという動機付けになるわけなんです。人権条約はそういう相互主義の構造がない条約でありまして、人権条約は要するに締約国がそれぞれ自分の国内で国内にいる人々に対して一定の人権の保障をしようとお互いに約束しあうわけでありまして、途上国の独裁政権が自国の国内で少数民族等を弾圧したとしても、それに対する仕返しとして他の締約国が何ができるかという、条約の枠内では何もできないんですね。相互主義が働かない。ですから条約の実効性をいかに担保するかが人権条約の一つの問題です。そのために、こういう国家報告制度や、その他の実施措置を特別につくってそれぞれの締約国に対してプレッシャーをかけ、その実効性を高めようとするわけです。ですから、人権条約の場合には、普通の条約と比べると、分不相応に実施措置に関する規定があります。

(3) 国連人権委員会

国連の中でこういう人権活動をしてきているのは、人権委員会という機関です。国連には6つ主要機関があるのですが、事務局の他に、総会、安保理、経済社会理事会、信託統治理事会、それから国際司法裁判所です。そのうちの経済社会理事

会、経済社会の領域の問題を扱う機関ですけれども、経済社会理事会の中にいろんな委員会がありまして、そのうちの一つの委員会として国連人権委員会があります。

この国連人権委員会は、54カ国の政府代表から構成されています。先ほど人権諸条約の場合、いろんな委員会がつくられていると言いましたが、これはだいたい人権、国際法、あるいは国内法の専門家がきて、客観的に条約の実施状況を検討することになるのですが、この経済社会理事会のものの人権委員会は政府代表から構成されている委員会で、世界人権宣言であるとか国際人権規約とかの起草において中心的役割をはたしてきています。

Ⅲ. スポーツ選手と国際人権問題

以上のような国際社会の公法的な枠付けの中に、スポーツ選手はいったいどういう形で位置づけられるのかについて、以下に述べてみたいと思います。

最近では国際スポーツ法という法の集団が、ある程度できてきているいわれています。この内容については私も関係論文をざっと見ただけです。充分説明ができなくて申し訳ないのですけれども、非政府間国際組織、NGO、ここでは特に国際オリンピック委員会がその中心だろうと思うんですが、このIOCが、スポーツの領域においては非常に大きな権限を少なくとも事実上握っていて、IOCを頂点とするピラミッド構造が非常に強固にできあがっているらしいですね。IOCがトップにあって、色々なスポーツの国際的なフェデレーション、これも民間団体なのですが、それがいろんな種類、サッカーであるとか、フットボールであるとか、そういう領域での国際スポーツフェデレーションがあるわけです。さらに、それぞれの国内で、協会がある。そういったものを包括的にカバーしてIOCが君臨しているという構造のようなんです。

オリンピック憲章の中にいろんな具体的な規則

があると、その規則が国際的なフェデレーションの中に取り入れられていく。あるいはその活動の基本、枠組みをつくる。国際的なフェデレーションの規則が今度はそれぞれの加盟国協会の中に取り入れられていく。こうして国内の個別の活動につながって行って末端の一般のプレーヤーやクラブにまで行き渡っている、というような形でI O Cを頂点とする形で非常に強固なピラミッド構造が基本的にできているようです。

こういう形でI O Cを頂点とする非常に強固なピラミッド構造がある。そこにオリンピック憲章の内容が基本となるような形で国際スポーツ法ができてきている。それがそれぞれの国の中で国家機関、裁判所であるとか立法府みたいなところと全く無関係かというところではなくて、ある程度の接点が生まれてきているらしいんですね。

スポーツ法についてはその程度にさせていただいて、以上を前提としたうえで、早川先生からいただいた資料の中であがっている事例を少し検討してみたいと思います。

事例の検討

(1) 移籍料の問題

最初に移籍料の問題ですが、ちょうど今年出たばかりの「ケースブックEC法」という本の中にたまたま移籍料の判例が紹介されていたものですから、ちょっとここで簡単に紹介してみたいと思います。

ベルギー国籍のフットボール選手、ジャン・マルク・ボスマンという人がベルギーのフットボールクラブ、RFCリエージュと2年間の契約を交わしていた。1990年の4月に、契約の終了時に同クラブからそれまでの報酬の4分の1の新契約を提案された。このボスマン氏はこのクラブをやめることにし、フランスのダンケルククラブと交渉を始めた。しかし、欧州フットボール連合——これは欧州の国々のフットボールの国内協会が集まった、先ほどの非政府間組織の一つで、国がメンバーとなっている公的な政府間組織ではない——この欧州フットボール連合の取決によって、フッ

トボール選手の専属クラブ変更のためには、新クラブは、以前にその選手が属していたクラブに補償金を支払わなければならない。これが移籍料というわけです。その理由は、クラブがその選手養成のために行った費用の賠償であり、当該選手のそれまでの給料や年齢などに基づいて換算される。ボスマン氏の場合には、2000万ベルギーフランが求められた。フランスのダンケルククラブはボスマン氏を採用したかったんだけど、この金額が払えない。しかも、試合の関係で非常に契約を急いでいたために、結局この交渉は実らず、移れなかった。90年の7月になって、もと属していたRFCリエージュは、ベルギーのフットボール協会にボスマン氏を除名することを要請した。除名されてしまうとボスマン氏はフットボールクラブに属することができなくなってしまう。ですから、フットボール生命が断たれるということになる。そこでボスマン氏は、RFCリエージュ及びその他の協会に対して、損害賠償を求めて訴訟を起こした。要するに問題は、EC条約の48条の規定は、フットボールクラブが、選手の移籍の際に、新しい契約を結ぶクラブが旧クラブに一定の金額を支払うように求めることを許容しているか、移籍料を許可しているか、が問題になったんですね。

48条の2項を見ていただくと、「労働者の自由移動の確保、制限」ということで、「この自由移動は雇用、報酬その他の労働条件に関して、構成国の労働者間の国籍に基づくすべての差別待遇を撤廃することを意味する」、と規定されています。

3項で、「自由移動は公の秩序、公共の安全および公衆衛生を理由として正当化される制限を留保して、次の権利を含む」ということで、「実際に申出を受けた雇用に応ずる権利」、「このため、全構成国の領域内を自由に移動する権利」、云々という具合に続くわけです。先ほどの事件では、ベルギー国内のクラブに属していたこのボスマン氏が、フランス国内のダンケルククラブに移りたい、ベルギーからフランスに移って新しい職場に行きたいが、この欧州フットボール連合の取決に基づくとベルギーのクラブに対してダンケルクが

かなりの額のお金を支払わないとこのフットボールプレイヤーはフランスの職場につけない。これが先ほどの実際に申出を受けた雇用に応じたいけれども、それが妨げられているということなんです。

これはベルギーやフランスを含むEUという、ヨーロッパ連合内での話です。その中においては労働者の域内自由移動を目標としてそのための条約が作られて、それがそれぞれの国内でも実施されている。そういうことで、EC条約の規定、48条に基づいて、移籍料が労働者の域内自由移動の障害になっているから、それは法律に反するということが無効だという判決が出たということなんです。

(2) 出場枠の問題

次は出場枠の問題です。これは、柔道の国際大会の話ですが、フランスの国内で国際大会が開かれると、その際に、EC加盟国である外国を含めて、外国人に対して出場枠を課している。このフランスで開かれた国際柔道大会の場合には、欧州各国から男女各々総勢7人までしか出場できないという規定の出場枠があったんですね。このため、ベルギーのある女子選手がフランスのこの国際大会に出たいけれどもベルギーの7人の枠の中に入らなかった。その結果として、国際大会に出ることができなかった。国別の出場枠というのがEC内で役務、サービスの自由移動を定めているローマ条約の59条との関係で許されるのかどうかを問題として、このベルギーの女子選手が裁判所に提訴したということです。ベルギーの国内裁判所は、枠の撤廃を求める仮処分を下したということですが、これはEC条約の解釈が関わる問題ですから、国内裁判所が自分で全部決めるというわけにはいきませんので、ECの共同体裁判所に関係条文の解釈を別個に求めて、その解釈を踏まえたうえで国内の裁判所が判決を下すという構造になっています。そうすることによって、EC法に関する条約規定の解釈を統一しようとしているわけです。もしそうしないとそれぞれの国内の国

内裁判所がそれぞれ勝手な解釈をして解釈が食い違ってしまうという結果になりますから、このEC条約の規定に関わるような事件の場合には条約の規定に関してはECの共同体裁判所に先決的に解釈を求めるということが条約上決まっています。それに基づいて、この裁判所が共同体裁判所に解釈を要請しているのが、今年の4月の段階の話でして、その判決が下ったかどうかについては私は知りませんが、ここに出ている解説によると、法律専門家の多くは条文を厳格に適用すれば欧州裁判所は「違犯」の判断を下すと、出場枠というのはEC法違反だという結論を下すのではないかと予測しているようであります。

関係条文を見てみますと、ローマ条約59条、「構成国民と外国人に対するサービスの制限の廃止」というところで、「以下の規定の枠内において、共同体内におけるサービスの自由な提供に対する制限は、サービスの提供の対象となる国以外の共同体内の国に居住する構成国の国民に対し、過渡期間中に漸次に撤廃する」、それから、60条の「サービスの定義」のところで、「物、資本および人の自由移動に関する規定により規制されない限り、通常報酬を対価として提供されるサービスをこの条約にいうサービスとみなす。サービスは特に次のことを含む」ということで、産業的性格、商業的性格、それと並んで職人的な活動、それから自由職業の活動が上がっているわけです。ここでのポイントは通常報酬を対価として提供されるサービス、これをこの条約でサービスとみなすということです。この場合は柔道の国際大会でフランスの国内で開かれる大会にベルギーの女子選手が参加したいけれども、フランスの国際大会はベルギーに対して出場枠を設定してその中に入らない人については参加を認めないことになっているわけです。

フランスの柔道大会に参加したい。このサービスの自由移動に基づいて、ベルギー人であるけれども、フランス国内においても自由にサービス活動を行いたいという主張であるように思われます。そうしますと、この女子選手の柔道活動、国際柔

道大会に参加するという、柔道に関する活動がこの60条にいうサービスの定義に合致するかどうか、合致するのであるならばそれを制約することになる出場枠というのはE C法違反ということになるのかが問題となると思います。通常報酬を対価として提供されるサービスをこの条約にいうサービスとみなすということになっていますので、このベルギーの女子選手にとって柔道が自分の生計を維持するための活動となっているのか、最近ではアマチュアとプロの区別があいまいになってきているということをお聞きしますが、一応アマチュアとプロを理念的にわけて仮に考えてみると、アマチュアであるとその選手の生計を立てる上での収入ということには対応しない。そういう意味でサービスにはならない、と思います。もしプロ選手であれば、報酬を対価として提供するサービスになりますので、サービスの自由移動を制限することから出場枠はE C法違反ということになります。ここの説明ではそのあたりが何も書かれていませんので、この選手にとって柔道がどういうものなのかよく分かりません。

(3) スポーツ仲裁裁判所

最後にThe Court of Arbitration for Sport、CASという機関です。私もこんな機関があるとは知りませんでしたが、資料を見ますと確かにそういうのがあります。これは国際オリンピック委員会、IOCが薬物違反への対応で新しい試みに乗り出したということで、五輪期間中に処分を受けた選手が不服を申し立てる場合には一般の司法裁判所ではなくて、スポーツ調停裁判所——とここの記事で訳していますが、Arbitrationという言葉が入っているのであれば、スポーツ仲裁裁判所といった方がいいと思います——、CASというところに行くところとあらかじめ誓約させる。誓約を拒んだ選手はオリンピックに出場できないとするということです。そうするとオリンピック選手であっても普通の市民でもあるわけですから、一般の市民が自分の権利が侵害されたという場合には国内の通常の裁判所に訴えて出るわけですが、それを禁

ずることになる、それを制約することになる。こういうやり方は法的に問題があるのではないかというわけです。

先ほどIOCの下に国際的なスポーツ・フェデレーションがあると申しましたが、そういう国際スポーツ・フェデレーションの中に不服申し立てを解決するための、仲裁裁判所という大げさなのかも知れませんが、なんらかの紛争処理機関がつけられているようでして、そういう紛争処理機関からの上訴という形でこのスポーツ仲裁裁判所をつくったようなんですね。このCASの本部はローザンヌにあるということで、新聞記事では、このCASは全部で100人を登録審判者として抱えていると書いてありますが、この論文の方ですと60名くらいだという書き方をしています。ただ、その内訳をみるとだいたいヨーロッパ偏重だということで、60人のうち45人は西ヨーロッパ、6人がラテン・アメリカ、それから北アメリカから5人ぐらい、2人がフランコフォン・アフリカということで、フランス語のアフリカ諸国とニュージーランドから1人でアジアからは0だということですね。そういう意味でヨーロッパ志向の機構のようであります。

このCASは、薬物乱用に関する競技者の資格停止の問題であるとか、所属するクラブとの間の雇用契約の違反、そういった問題等について管轄権があるということです。そこに事件を付託できる資格は、IOC、あるいはNOCs、それぞれの国のオリンピック委員会、それから国際的なスポーツ・フェデレーション。その他、国内のスポーツ・フェデレーションなどもできるうえ、一般の私人、あるいはクラブも資格を認められているようであります。このCASに数十名登録されているわけですが、具体的にはたぶん3名くらいが選ばれてパネルをつくって仲裁裁判を行うらしいです。出てきた判決は、拘束力をもつということです。

それから、スイスをはじめ、ヨーロッパの国々はこのCASの地位をヨーロッパの国々の間の条約によって承認しているということで国家間の条

約によってCASの法的な主体性、あるいは法的な地位を条約の中で承認している。それが何を意味するかは正確には分かりませんが、スイス国内だけではなくてヨーロッパの他の条約当事国になっている国の国内においてもCASの判決をたぶんかなりのものとして承認しようということだと思います。具体的にはそれぞれの国の国内裁判所で関係する人が訴えてきた場合、CASの判決にもとづいて裁判する、そういう形でこのCASの判決の効力をそれぞれの国の中で承認し実施するという体制をとっているような印象をもちます。

従来、薬物乱用による競技者の資格停止などのような領域での問題について、通常の裁判所はかなり消極的でそういう問題は扱わないとして却下してきていたということのようです。スポーツ・クラブ内等の、自由意志で参加している団体の中での活動については裁判所は関与しないんだと。国家が法律として定めているその内容に違反するような形で問題が出てきている場合には、裁判所で審理するのでしょうかけれども、各自の自由意志で集まって活動している団体のような場合には、極端な言い方をすれば、いやだったらそこから脱退すればいいでしょうと、止めればすむ話であって、裁判所は従来はそういう問題は扱わないという形できていた。

ところが、この論文を見ますと、イギリスの最近の傾向では、場合によっては、そういう問題が公法的な側面をもつような場合には積極的に取り上げるようになってきているということです。このあたりの詳細についてはあまり勉強してないので分からないのですが、論文を見る限りそのような書きっぷりをしてるように思います。

そういうものを踏まえたうえで、CASと司法裁判所の関係はどうなるのか。CASに訴えてその判決に不服があるという場合には改めて通常の国内裁判所に訴えてでるとということが基本的には可能だと思いますが、先ほどの新聞記事ですと通常の裁判所には訴えて出ないということを約束したうえで、このCASだけに不服申し立てをする

ということを約束させる。誓約を拒んだ場合にはオリンピックに参加させないという制裁を加えるという形になっている。

まとめ

スポーツの領域では基本的にはNGO等の、政府間ではなくて非政府間の組織の枠内で独自の規則をつくってそれに基づいて活動してきているというのが一般的です。他方で、国際法と人権法は国家間の約束であり、国内で国家機関が法律という形で実現していくものであり、これらの両者は従来はそれぞれあまり接触することはなかったように思います。それが、事例の研究であがっているように、相互に接触するような事例が出てきた。特に1、2というのはEUに固有な問題のように思われまして、ちょっと一般化できないという気がしますが、非政府間、民間の領域の話と公法的な領域が接点をもち始めているというような印象をもちました。以上です。

【質疑応答】

早川：ありがとうございます。補足がありましたら。

佐藤：ECとEUの区別についてですが、マーストリヒト条約の中で規定されていること以外については、それ以前の状況がそのままある、ということで、マーストリヒト条約の中で規定されたものとして、共通外交・安全保障に向けての政府間協力と司法・内務分野の協力に関して実質的な規定がある。ですから、そのあたりに関わる領域については欧州連合として機能、活動していくことになる。それ以外については、欧州経済共同体、欧州石炭鉄鋼共同体、それから欧州原子力共同体、これらの活動についてはそれぞれのもとになっている条約に基づいてECの機関が活動していきますので、EC法と言う方がいいみたいですね。ですから、実体的なところはまだ依然としてEC法です。この本なんか今年出たのですけれども『ケ

ースブック・EC法』（山根裕子編著、東京大学出版会）と書いてあります。

早川：今の、国際法を理解するうえでの基本的な考え方を前半お聞きして、後半、ケース・スタディ、事例として詳しく触れていただきましたが。討議の進め方ですが、色々質問等あると思いますので、出していただいて、議論になればそのまま進めていきたいと思います。

上野：国際法、国際人権法、そのほかに国際法という体系はどういう体系があるんですか。

佐藤：国際法は、条約と慣習法規則の総体です。その中で領域はいろんなものがあります。たとえば海洋法です。1982年に国連海洋法条約ができました。これが中心になって、海洋関係の法秩序をつくっています。あるいは分かりやすい例ですと、たとえば、宇宙法なんていうものもあります。宇宙活動をどういうふうに規律していくかということで、いろんな条約ができています。あるいは、外交官を相互に派遣しあっていますので、外交官の特権免除等の、外交関係に関する法体系もありますし、最近では環境問題が非常に重要になってきましたので、国際環境法というような領域もある程度まとまっています。

全部国際法の一部です。ただし、国際人権法と言った場合には、人権に関する国際法と、それぞれの国内での人権の保障の体制は、相互に関係するもので、国際法の約束を国内でいかに実施するかという話に結びついていますので、人権に関する国際法と国内的な人権保障体制、これをワンセットにして、総体として国際人権法ということが多いです。

早川：これは、1966年に国際人権規約A、Bというのができて、日本も1979年によろやと批准したんですね。まだ、条約を批准していない諸国もたくさんありますか？

佐藤：今、国際社会には180 いくつの独立国があるんですけども、130 強の国が批准しています。

早川：その批准してない国々に対してはこれはまったく機能しないんですか。

佐藤：条約としては機能しません。条約は、条約

の当事国だけ拘束しますから、非当事国に関しては義務を課しません。ただし、こういう100を超えるような国が締結をしている条約がA規約、B規約あり、その前の段階では世界人権宣言があり、A規約、B規約という包括的な人権条約のなかの個別の内容についてさらに別の条約も色々作られていく。こうなってくると、単に条約が条約としてあるのではなくて慣習法化するという現象が出てきます。世界人権宣言の内容は慣習法化したというふうに一般的によくいわれるんですね。ですから、このA規約、B規約についてもその中の基本的なものに関しては世界人権宣言とほぼ同じような内容のもので、それは条約に参加していなくても基本的なところについては慣習法化していると言ってもいいかと思います。

早川：そうすると、批准していない国内にあってもこれをかなりらんで、国内法規を運用するというのを迫られる。

高津：条約にならなくても憲章にとどまっていることもあるんですか。

内海：つまり、treatyとcharterとdeclarationと。

佐藤：いろんな名称がありますが、2つに分ければ済みます。要するに、法的な拘束力をもつ国家間の条約と拘束力のないものです。普通treatyとかconventionといたり、国連憲章のcharterであるとか、連盟規約のcovenantであるとか、そういったものは全て国家間の条約です。ですから、これは発効すれば法的な拘束力を有することになる。それに対して、総会の決議は基本的には法的な拘束力をもたないのですが、総会の決議にいろんな名称をつけます。世界人権宣言、declarationという名称をつけたり、法原則宣言という、いかにも国際法の原則を宣言しているんだというポーズをとるものもあるんですね。ただ、名称ではなくて、どこの機関がつくったかということが決定的に重要です。あるいは、単に宣言として総会がつくったのか、それとも条約として国々が批准し参加することを予定する形でそれを総会が採択したかの違いです。世界人権宣言というのは総会が採択したわけですけれども、単なる宣言として、

決議として採択しただけですから法的な拘束力をもたないんですね。ただ、それが慣習法化することによって法的な拘束力をもつことになるのですけれども。

それに対して、国際人権規約は総会が採択した決議ですけれども、同時にそれに対して国々が参加して条約として発効することになる条約案としてつくっているわけです。ですから、国々が批准することによってそれが発効して条約になります。

高津：スポーツに関してはユネスコが人権宣言をやっているんですけども、先ほどこの機関がやったかというのが重要だというふうにいわれましたけれども、ユネスコがやってそこにとどまっているということは国際人権の定着っていいですかね、国家的な指針というか、そういうふうに見ていくとどういうふうに考えられます？

佐藤：ユネスコが、ユネスコ総会だと思いますが、採択したスポーツ憲章も単なる宣言ですので国々を拘束するわけではありません。単なる宣言で希望表明みたいなものにすぎないと言えます。ただ、それがスポーツの領域で基本的な原則を宣言しているというのであれば、その内容がいろんな国際的なスポーツ・フェデレーションに影響を事実上及ぼして、その内容を取り入れるような形でそれらのフェデレーションが自分たちの規則をそれに合わせたり、それを取り入れる形で規則を制定することは充分考えられると思います。

藤田：先ほどの国際人権規約で、例えばですね、実効性を高めるために、高める効力があまりないとおっしゃってましたよね、例えば経済制裁をとる場合人権規約と論理的な関係はありますか。たとえば、規約が通用しないと、あるいはそれをまもらないと、そういう時にこういう実力行使っていうかたちで大義名分がなりたつのですか。

佐藤：そうですね、南アフリカに対する制裁がずっとなされていたわけですけども、南アに対する制裁は国連の安全保障理事会、場合によっては総会が決議によって制裁を課すると決めるわけです。決議にもその場合2種類ありまして、法的な拘束力を有しない決議によって制裁を決めること

があります。その場合には加盟国はその決議に従う法的義務はないわけですので、従う、従わないは基本的に自由なわけですけども、制裁を課するということが決まっているわけですので制裁を課しても問題はないことになります。もう一つは安保理だけに与えられている権限ですけど、国連憲章第7章の規定に基づいて、南アの国内の事態、あるいは南アの活動がその地域の平和と安全の維持に対する脅威となるという場合には安保理は法的な拘束力をもつ形で制裁を決定することができます。その場合には、基本的に南アと関係をもっている全ての国連加盟国はこの決議の内容を実施する、制裁を課する法的な義務をもつことになります。ですから、それは国連の安保理の決議を媒介としてなされます。場合によっては安保理等の決議無しで二国間で単独に制裁を主張して課すということが場合によってはありうるかと思えます。その場合の制裁の合法性を判断するには、その制裁が二国間の通常の国際法の関係に照らして国際法違反になるかならないのが重要で、国際法違反の措置を取らない限りは、それは相手に対して無礼な非友好的な措置であっても別にそれは違法でもなんでもありません。そういう措置を取る場合、相手も仕返しをしてくるでしょうけれども、それは措置の範囲が二国間の約束、条約に違反するものでなければ、国際法上は何も問題にはならない。国際法に違反するような、たとえば、二国間で友好通商条約を結んでいて、お互いに内国民待遇を保障しあっている場合に一方的にそれを否定するとそれは条約違反になるのですけれども、そういう条約違反の制裁をすることができるかどうかということになると、相手方の事前の行動に何等法的な非がない場合には行うことはできません。相手が自国との関係で国際条約に違反する、二国間条約等に違反する形で自国が損害を被っているという場合には、その救済を相手に要求しても相手が受け入れないということであるなら、相手の国際法違反に対してこちらも国際法違反で応じることができる。復讐という国際法上の制度ですけども、相手の違反があってその救

済を求めても相手が応じないと、その場合に相手に救済を実施するように促す意志で、相手の違反とほぼ同程度の国際法違反によって対応することは許されている。

藤田：そこは、相互主義は取らない、あるいは相互主義はとつてもいいってことですか。

佐藤：基本的には相互主義です。

藤田：もう一ついいですか。女子差別の撤廃条約とか子どもの人権条約っていうのはいわゆるカウンターレポートを義務づけているということですが、実効性を高めるために一定の期間に報告しなければならない。

佐藤：定期報告、国家報告制度です。

藤田：報告書がそれなりの既存状況っていいですか、それに達しているかどうかなんか自省してレポートを書かなくてはいけないわけですね。ただ、それだけの圧力というか・・・。

佐藤：条約に基づいて独立した専門家からなる委員会がつくられていますので、その場で報告書が検討される。情報が不十分であれば、再度追加情報を求める。だいたいその委員会で審議する場にそれぞれの国の政府代表が一人あるいは数人出て行って、受け答えしなくてはいけないんですね。

藤田：そうすると、今ね、子どもの人権条約もカウンターレポートを義務づけていますよね。

佐藤：報告書は、政府が行政機関が作って出します。そして、NGOの側から政府の報告書の内容は非常に不十分だと、実態はこうだということできそれを批判するような内容の報告書を情報提供という形でつくる。これがカウンターレポートです。

藤田：そうすると、政府からできた正式のレポートをみるときに参考資料という・・・。

佐藤：そうです。委員会の委員にしてみれば、客観的で広範囲の情報をどうやって得るか、これは死活的に重要なんですね。もしそれがないと、政府からでてくる報告書を鵜呑みにするしかないわけですから、それがどこまで正確な状況を伝えてるか分からないわけです。ですからNGOからのさまざまな情報が提供されることが不可欠だということになりますね。

藤田：カウンターレポートっていうのはわり一般的なだということになりますか。

佐藤：最近では結構一般的になってきたように思いますね。それも80年代後半ぐらいからなんでしょうかね。人権NGOの活動がマスコミ等の注意を引くようになってきたのはそれくらいですね。

早川：この国際人権委員会、これの報告書っていうのはかなり客観性があるんですか。あるいは、それに基づいて当該国なり関係国なりは動かざるを得ないとか、プレッシャーみたいのものをかなりここがもつような・・・。

佐藤：国際連合の人権委員会は、政府代表から構成される委員会です。市民的及び政治的権利に関する国際規約、B規約の場合ですと、それに基づいた専門家からなる委員会があり、そこが、B規約に基づく国家報告制度の報告書を検討して、それをふまえた報告書をこの人権委員会の方に出してくるんですね。B規約の委員会も人権委員会、日本語でいうと人権委員会ですけれども、国連の経済社会理事会の下での政府代表からなる人権委員会はCommission on Human Rightsと言います。それに対して、B規約の人権委員会はHuman Rights Committeeと言います。英語でいうときちゃんと区別できるんですけども、日本語にすると両方人権委員会になってしまうので、B規約の方は規約人権委員会と言って区別することが多いですね。

早川：規約人権委員会の報告の方が拘束性はかなり少ない？

佐藤：法的な拘束力はまったくありません。

早川：A、B規約両方とも？
佐藤：拘束力はありません。A規約の方はもともと人権委員会みたいなものを予定していなかったんです。経済社会理事会が審議すればいいということになっていたんですけども、発足してしまうと経済社会理事会は非常に大規模な組織で、山ほど議題があるもんですから、結局はB規約とおなじように専門家からの委員会をつくったんですね。A規約委員会という委員会ができてます。B規約の場合には時間がたつにつれて変わってきてだんだん積極的になってきています。最近ではそ

それぞれの政府代表がきてジュネーブで審議するわけで、日本の場合にも法務省あたりの課長クラスの人がいきます。そういうことをやったあと、報告書の審議をふまえたうえでコメントを出すわけです。それも、最初のうちは国別のコメントなんて出されると困ると、国の方は消極的だったんですけど、だんだんそれが認められるようになってきて、日本の場合にも91年に第3報告書を出して、それが93年に審議されて、その審議に基づいて日本に対する規約人権委員会の報告書にコメントが出てきています。これは翻訳されて雑誌に載っていますが、それをみると、日本の国内の人権状況についてきちんと把握して、不十分な点、少数民族の関係、アイヌだとか在日朝鮮人だとか、あるいは刑事法の領域で代用監獄の問題がどうのこうのというような、かなり突っ込んだコメントが出てきているんですね。そういうコメントが出てくるようになると、かなり影響が出てくると言えます。ただ、これは法的な拘束力をもたないコメントですので、それを気にするか気にしないかは国によってまったく違うわけで、それを気にする国は、だいたい欧米の先進国の場合で、途上国の多くはほとんど気にしないようです。途上国の独裁政権の国ですと、そのあたりについてはほとんど効果はないとっていいと思います。国内的に民主体制が取られていて、そういう評判によって政権が覆ったりするというような可能性がある国でないとか、こういう国家報告制度は十分な影響力をもたないっていいと思います。

早川：ちょっと蒸し返して申し訳ないんですけど、この問題は重要なことだと思うのです。今ナイキシューズの略奪現象が日本で起こってますよね。ナイキのメーカーのアジア進出が、ナイキだけでなくスポーツ・メーカーほとんど、あるいはスポーツ・メーカーだけでなく多国籍企業全体がアジアと第三諸国に向かってプラントを輸出してそこでつくり始めている。先ほどの子どもの人権問題もそうですけど、要するに子どもの労働力（安いコスト）で物をたくさん生産して、先進国へ行って売ればもうかるということをしています

が、この問題を今いわれた規約人権委員会が報告書で提出している、というのをちょっと見たものだから。かなりこれは拘束力をもつのかもたないのか、ナイキ自身が企業体としてこれをどう受けとめるのかというのが今後大きい問題になるのではないかと思うのですがね。

佐藤：一つつけ加えますとね、今話してきたのは人権条約に基づいて、その人権条約を国内でどういうふう to 実施しているかを、条約上つくられた委員会が国家報告制度に基づいて提出された報告書等で審議するという話ですから、それは全部条約の枠内の話です。条約に入っていない国の方が国内的に侵害状況が大きいわけで、そういう国をどうするかというのがむしろ問題なんですね。それについては国連の人権委員会の方が、条約上の規定なしに、国連の枠内で、国連の機構として一定の活動をするようになってきて、これは経済社会理事会の決議の名称を取って1503手続きというふうに言います。1235手続きというものもあります。国内で、大規模で重大で継続的な大量の人権侵害があると、国連人権委員会がその問題を取り上げて、初期のころはずっと非公開で審議をするということがなされてきています。これは条約上の基礎がなくてやっていることから、条約に参加していない国の場合でも取り上げられる。南アフリカであるとか、イスラエルの占領地域での人権侵害であるとか、あるいはチリの国内での人権弾圧とか、そういったものが典型例だったんですけど、それに限らず、アフリカやラテン・アメリカの国々での大規模な人権侵害について取り上げて審議をするようになってきているようなんですね。例えば日本の場合もですね、従軍慰安婦の問題が人権委員会の特別報告者に指名されたスリランカのクワラスワミという女性を取り上げて、報告書を今年のはじめに公表しました。それが、日本の従軍慰安婦の取り扱いは国際法に違反するんだと、日本の立場とぶつかるような報告書を出しているんですね。

条約上のことでもう一つつけ加えますと、A規約、B規約では基本的に国家報告制度ということ

で報告書を出すのですが、B規約、市民的・政治的権利の場合には、それと別個にB規約の選択議定書があります。選択議定書 optional protocol は、選択ですので別にそれに入る義務はないのですが、個人通報制度を認めているんですね。B規約とその選択議定書、両方に加盟している国の場合には、その国内でB規約違反の人権侵害がなされて、裁判所等に訴えて国内で開かれている救済手段は全部尽くしたけれども、非常に不当な結果しか得られていないという場合には、その被害者は先ほどの規約人権委員会に直接通報し訴えて出ることができるという体制なんです。そうなると、その規約人権委員会が、例えば日本の最高裁の判決がB規約の人権規定に照らしてそれに合致するものかどうかということ判断する。今まで日本はこれに参加してませんのでそういうことはありえないんですけれども、日本だとかアメリカだとかイギリス、ロシアという主要な国はどこも入っていないんですけれども、もし入るとすると、今までは日本の国内で最高裁の判決が出たらそれでおしまい、最高裁は内閣に指名されてくるわけですので、だいたい保守的で憲法違反の判断はほとんどでない、ということで最高裁までいってもダメだということで終わってしまってきたのが、最高裁の判決それ自体を俎上に載せて吟味するという場が国際的な次元で出てくる。規約人権委員会で最高裁の判決が批判的に分析されるというかたちで、日本の司法制度に対してもかなりのプレッシャーが加わってくる。そういう形で人権条約の内容を国内的に実現するよう変えていくことにもつながっていく可能性があります。そこまでは、なかなか実現しませんけれども。

関：主権国家との関係で難しい・・・

内海：ヨーロッパでは比較的最近やられているんじゃないですか。

佐藤：難しいですね。ヨーロッパの場合はまったく別でしてね、ヨーロッパ人権条約という別個の地域的な条約がありまして、これは最も進んでいて、ヨーロッパ人権裁判所があります。ですから、ヨーロッパ人権条約に違反していると主張する被

害者はそこに訴えて出ることができるわけです。先ほどのB規約の選択議定書の場合には、規約人権委員会がその訴えを受理して判断を下すわけですけれども、これは法的拘束力を持ちません。規約人権委員会の見解として出るだけです。規約人権委員会の単なる意見だということに留まるわけです。ところが、ヨーロッパの場合、人権裁判所の判決が法的な拘束力を持ちますので、加盟国の国家機関はそれを国内的に実施しなければならない。救済を与えなければならない。ということで、ヨーロッパの方がもっと進んでいるわけです。人権裁判所があるのはヨーロッパの場合と南北アメリカの米州人権条約に基づく場合の、その二つの地域だけです。

上野：ヨーロッパ人権裁判所っていうのはEU加盟国だけ？それ以外のヨーロッパの地域は・・・

佐藤：EUとはまったく別個の機関です。人権裁判所の場合にはヨーロッパ審議会、Council of Europe（1995年現在で36カ国が加盟）が母体となっており、その条約上の機関として人権委員会や人権裁判所をつくっています。このヨーロッパ人権条約（1996年現在で当事国数21）もこの数年でかなり大きく模様替えをしつつあるので正確なところは私も分かりません。EUは経済の領域からスタートしてきたヨーロッパ連合をつくる動きで基本的には無関係だと、ただ、加盟国はほとんど重なっていますので、機構的には多少の関わりはでてくると思います。

尾崎：イギリスとかアメリカ等が入っていないということと先ほどの人権裁判所があるっていうこと、つまりヨーロッパやアメリカは人権裁判所があるからそういった国内の道を選択しなくっていいのか、あるいはまた別の理由があるのか？

佐藤：そうですね。一つは推測ですが、ヨーロッパの場合、文化的に共通性がありますから、裁判所の裁判官もそれぞれの加盟国からきていますので判決の内容が基本的に予測できるという意味ではあまり抵抗がないんだろうと思います。ところが、国際連合みたいな普遍的な場合になると、社会主義諸国もあれば発展途上国が大部分の

多数派を占めることになってきますと、そういう代表から構成される委員会がいったいどういう結論に達するか予測がつかないということが一つあると思います。それから、アメリカの場合には基本的に自己独善性が強い国ですから、外国から色々口出しするのを嫌うのではないのでしょうか。国際連盟の時代にウィルソン大統領が連盟をつくるうえでは非常に中心的な役割を果たしながら、結局は参加しなかったわけですね。アメリカの場合は人権規約も80何年くらいの遅い時期まで参加しなかったですね。ですから、そういう意味では非常に消極的に思います。

内海：ちょっとスポーツの方へ……。一つ話題提供をしたいんですが、先ほどのCASの設置主体というのはどこにあるんですか。

佐藤：これは国家間の条約に基づいた産物ではないと思いますので、なんですかね？

早川：おそらくIOCとIF国際競技連盟のところから、とりわけオリンピックに参加している競技連盟、そこらへんがイニシャチブをとって・

内海：バックアップをして、条約で承認してもらうという形式をとったわけですね。

佐藤：IOCと書いてありますね。

内海：IOCが財政的な負担をするんですね。そうするとNGOの組織自体のバックアップでの裁判所機構っていうのは、ちょっとIOCと矛盾したあれかなと、ちょっとそういった疑問がでたのがあって、まあ、それはそれでいいんですが、ちょっと教えていただきたいのは、上の事例のところで、EU法の52条っていうのは、ヨーロッパの各国のサッカーチームが、日本でもそうですけども、外国人選手は2名でしたかね、試合にはいるのは、プロ野球も3人、つまりそういうふうにありますよね、ヨーロッパもだからECに入っている国はこれによって今問題を抱えているんですね。つまり、今までは確か2人だと思えますよね。だけどそれは52条に抵触するんですよ。個々のプレイヤーからいえば、ところがまったく自由化しちゃうと特定の国に優秀プレイヤーが集中しちゃうんですね。経済的にやや苦しい国は

優秀な選手はみんな選手もっていかれちゃってその国のサッカー振興がなりたたない。つまり、欧州サッカー連盟とECと、今、最初のあれだと93年までに決着つけるというんですけれど、出てないように思うんです。

佐藤：プレイヤーについてみると、それはプレイヤー個人のサービス、プレイヤーは労働者ですから、52条ではなくて48条と思いますが・

EC外の第三国の外国人と区別する必要があると思います。ECは域内の市場統合を目指すわけですので、域内の加盟国については差別をなくしましょうというわけですね。ですから、EC内の外国人についてはこういう国別割り当てみたいなものをつくろうとするとEC法違反ということになるでしょうけれども、その他の外国人の扱いについてはEC法と無関係な話ですので、例えば、特定のスポーツの先進国からのプレイヤーについては一人に限るという形でやってもまったく問題ないと思います。そういう意味でECというのはアメリカみたいな大きな国が一つヨーロッパにできたのと結果的にはおなじことになるという気がします。EC内部でいろんな取り決めをする限りはそれはEC法の規定のもとに置かれるわけですから、EC外の国との関係ですと二国間の関係と同じようなことになるわけですね。ですから、日本と先ほどの移籍料の話でベルギーなど、EC内のチームとの関係でいいますと移籍料をとっても問題は無いと思うんですね。日本から行くのと、日本にきてもらう。この関係はEC法が規律する話ではありませんので、EC内で外国との関係では移籍料を維持するというのを決めさえすれば、移籍料は廃止されないことになると思います。

高津：形式的なことになるんだけれども、第三章のサービスのところの59条の構成国民と外国人にたいするところの外国人っていうのは？

佐藤：何でしょうかね。第二段落目ですかね。

早川：例えばアラビアの人がフランスで生まれて子どもはフランスで育つと、18才になるとフランス国籍でも、自国籍でも選択ができるわけですね。だから、フランス国籍をもたないときには外国人

になっちゃうわけじゃない。けども、同等の権利をEUは外国人に対しても対応する。

佐藤：必ずしもそこまで狭くないかも知れませんね。この二段落目を読んでみると、「この章の規定の利益を共同体に居住する第三国の国民」だから、居住するということですね。旅行するというのではなく向こうに居住するということで、向こうをベースにして活動をしているというところまで、国籍なしで、国籍をもっていなくても保障をしましょうということなんです。

早川：尾崎：公法たる国際法とNGO等々の相互の国際的な取り決めってというのはこれまで接点をもてこなかった。しかし、この時代になって接点をもち始めているということなんですけれども、今の境界領域みたいなところで出現しているものってというのはどんなものがあるんでしょうか。

内海：それに関わって、国際スポーツ法っていうね、英語の論文でどういう体系がここに描かれているんかなと思って、国際スポーツ法っていうのも、簡単にいえば全領域からみますよね。

佐藤：ええ、それはそうだと思います。それ固有の閉じた法秩序としてあるのではないように思います。スポーツのいろんな側面を規律している規則がそれぞれに影響を及ぼしあってある程度相互作用がある。そういう意味で全体として便宜上国際スポーツ法と呼んでいる程度の話だと思います。

内海：そういう意味では、先ほどおききした海洋法とかね、宇宙法に近い範疇でスポーツ法も、国際スポーツ法の話をするのかなというふうに聞いたんですが。

佐藤：ただ、公法的な側面は少ないと思います。やはりIOCのオリンピック憲章の具体的な規則みたいなものが頂点にある形でいろいろなフェデレーションの内部規則が体系化されており、そこに、途上国等の国の国内法が多少関わりをもち、あるいは紛争処理でも、いろんなフェデレーションの中に救済のための委員会とか裁判所がつくられていたり、国内の司法裁判所も多少場合によっては、スポーツ法みたいなものを判決の中で取り入れることはありうると。そういう形で少し関わ

りがある程度かなと思いますけど。

高津：スポーツ選手の場合にはそうなんだけれども、例えば、スキー場と環境保護の問題。

佐藤：事項に応じてかなり違うかもしれませんね。

早川：むしろ今の話で尾崎さんが言われたようなことでいうと、関係領域の中に浮上してくる原理、つまり政府機関と非政府機関との間にどうしてスポーツ問題で関係が浮上してくるのかということのほうがこれから見ていくうえで大事なかなと思うんです。つまり、公的なものでないにも関わらず、それが公的なものとの関係で見ざるを得なくなってくるこの原則は何なんだと。そういう法則の方がこれからもっと大事ななっている気がする。だから、それだけスポーツ問題というのは、単に非政府機関だとか、単なる自由活動の域を超えて、関係してこざるを得ないということだと思わす。

佐藤：事例としてあげたこの1、2は、基本的にはEC法の問題で、極端なことをいうと、ECが完璧に市場統合できて、国家になったらこういう問題一切吹っ飛んちゃうんですよね。そうすると、ヨーロッパとアメリカ、日本との従来関係の中ではスポーツ選手のあり方はどういうふうに関わるかという現在の他の地域の話とまったく同じことになり、こういう問題はなくなってしまって、なおかつ、スポーツ選手のあり方の公法的なものやNGOの関わりがどこに出てくるかといえば、私はよく分かりません。この三番目のCASについては確かに普遍性をもつ話だと思います。EC以外にも一般的に問題になってくると思います。もっとも、CASの問題が、どのくらいの広がりをもち、これからの問題との関わりでどのくらい重要性をもつかについてはよく分かりません。

早川：まだたくさん聞きたいこと、学びたいことあるかと思いますが、時間の方もすぎちゃいましたので今日はこういうととろでおわりにしたいと思います。先生本当に忙しいところありがとうございました。さらに、今日のことをふまえてこれらの問題を深めていければと考えております。どうもありがとうございました。